

平成26年12月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成26年12月22日(月) 午前10時00分～午前10時53分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

指導部長 永井 竜二 生涯学習部長 松 良之

総務課長 藤本 淳司 学校教育課長 大野 友己

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸 放課後こども課長 西本 岳史

教育センター長 廣部 孝徳

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第55号 守口市いじめ防止基本方針案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第55号、守口市いじめ防止基本方針案について御説明をいたします。

初めに守口市のいじめに係る取り組みの経緯及び本方針の策定の趣旨について御説明をいたします。

守口市では、これまで、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場に立って取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、平成24年には、市立学校の全児童生徒

を対象に「守口市いじめアンケート」を実施し、学校に対しては「いじめ対応マニュアル」「問題行動への対応について」を配付しております。さらに、平成26年4月からは守口市教育センターに「いじめホットライン」の回線の設置など、いじめ防止対策に取り組んでまいりました。

さらに昨年施行されました「いじめ防止対策推進法」に基づき、市内全小中学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

市としましては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、市教育委員会及び学校における取り組みをあきらかにするとともに、重大事態が発生した場合の対応などについて、いじめに対する総合的な方針として守口市いじめ防止基本方針を策定しようとするものでございます。

なお、本方針の策定にあたりましては、大阪府の方針を参考にし、作成したものではありませんが、特に本市としては重大事態の発生への対応について、ここを明確に示すものでございます。

方針内容は後で説明いたしますが、まず、重大事態の対応チャートを御説明させていただいた後、本文のほうへ進んでいくほうが、よりわかりやすいかと存じます。

まず、初めに学校では「いじめ防止対策推進法」にのっとり、いじめ防止等対策のための組織を常設しております。また、市教育委員会としましては、守口市いじめ問題対策連絡協議会を常設しておるところでございます。学校からの報告を受けまして、重大事態と判断したときには、市教育委員会としまして調査主体の判断を行います。調査主体の判断については、教育委員会が主体となる場合については第三者等で構成される守口市立学校いじめ防止対策審議会を設置し、調査を行います。

なお、この審議会は今後設置を行う予定でございます。現状では、条例化をしなければなりませんので、まず方針等ができてからということで考えております。学校が主体となる場合については、いじめ防止等対策のための組織を中心として調査を行います。

なお、市長が再発防止に向けて必要と判断した場合は、市長のもとで守口市いじめ問題再調査委員会で再調査を行います。

なお、チャート図につきましては中央、関係児童生徒保護者を中心に据え、学校の組織それからいじめ等にかかわる問題だけでなく、関係機関、警察、子供家庭センター等もし

くは市の方針でありますので市の子育て支援課等々との機関の連携も含んでおります。

それでは、本文に移らせていただきます。

まず、「はじめに」についてでございますが、子供を取り巻く環境それから国の動き、守口市のこれまで進めてきました考えや取り組み、法に基づいた守口市としての今後の方針をはじめに文章の中に示しております。

大きな項目の1ですが、いじめ防止等のための基本的な考え方としまして、大きく6点の項目を挙げ、具体的に示しております。まず大きな1のいじめの定義につきましては、さらに2点項目を挙げ、示しております。1点目はいじめ防止対策推進法第2条にございますが、資料等を後ろにつけておりますが、いじめの定義について示しております。2点目は具体的ないじめの態様について留意点とともに示させていただいております。

大きな2番の基本理念につきましては、3点、項目を挙げております。1点目はいじめに対する市としての姿勢、2点目はいじめを克服するために子供たちに必要な力とは何か、またその力をつけさせるために学校ではどのように取り組んでいくのかという内容でございます。3点目はいじめは学校だけの問題ではなく学校、家庭、地域が一体となり、子供の感性を育むことが大切であるということを示しております。

大きな3番ですが、いじめの未然防止につきましては2点、項目を挙げております。1点目は、子供を取り巻く大人の振る舞いが子供に影響を与えることを自覚し、行動すること。2点目は、いじめの未然防止について子供の人権感覚を育むことが必要であり、それをどのような教育活動で育んでいくのかを示しております。

4のいじめの早期発見につきましては、2点、項目を挙げております。1点目はいじめはいつでもどこでも起こり得ると、その認識のもと、ささいな変化を見逃さず、機を逃さず対応すること。子供のSOSをキャッチするための校内の取り組みについて示しております。2点目はキャッチした情報の校内全体での共有と迅速な対応について、何より子供がSOSを発信できる環境を整えることの重要性について示しております。

大きな5つ目ですが、いじめへの対処につきましては、3点、項目を挙げております。1点目は事実の確認後に最優先すべき被害の子供へのケアと安全の確保について及びその後の迅速な対応についてを具体例に示しております。2点目は、いじめた子供に対する指導についての姿勢、配慮すること、関係機関との連携について示しております。3点目はいじめにかかわる周りの子供への指導の観点を具体的に示しております。

最後、大きな6ですが、重大事態への対処につきましては、いじめ防止対策推進法の第28条に示されております、速やかに対処すべき重大事態の意味とともに同じ過ちが繰り返されることのないよう講じるべき対策の必要性、客観的な調査を行う際の関係機関との連携の必要性を示しております。

次に、大きな項目の2としまして、教育委員会として取り組む施策として大きく4点について示しております。

まず1つ目ですが、守口市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営につきましては、協議会の構成、位置づけについて示しております。

2つ目ですが、守口市立学校いじめ防止対策審議会の設置につきましては、「いじめ防止対策推進法」第14条に基づく機関として同法の第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行うとしております。

3つ目、市立学校への支援につきましては、2点、項目を挙げております。1点目は具体的な市教育委員会から学校へのいじめの未然防止及び事象が生じた際の支援の内容を示しております。2点目はいじめ問題に関する研修を通じての教職員の資質向上を図ることを示しております。

4つ目ですが、相談体制の整備と周知につきましては、2点、示させていただいております。いじめに関する通報及び相談を受け付けるための市としての窓口について、またその周知について示しております。

5つ目、保護者など市民への啓発活動につきましては、いじめ防止対策推進法第9条の保護者の責務を果たせるよう、いじめ問題について保護者、地域住民への研修、ホームページ等を通じた啓発を行うこととしております。

続きまして、大きな項目の3つ目ですが、学校が実施する施策について2点挙げております。1の学校いじめ防止基本方針の策定について2点挙げております。1点目は、学校いじめ防止基本方針の内容についてでございます。いじめ防止対策推進法の第13条に基づき、市内各校で策定された学校いじめ防止基本方針に記載すべき内容、学校で行われている取り組みを学校教育計画に位置づけることを示し、2点目の学校基本方針の運用では学校いじめ防止基本方針の見直しの必要性、保護者等へWebページ等々の周知について示しております。

2のいじめ防止等の対策のための組織の設置につきましては、「いじめ防止対策推進

法」第22条に基づく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について示しております。

最後、大きな項目の4ですが1点目に、重大事態への対処ということで、重大事態発生時の報告の流れを示しております。2としまして、調査主体と組織については2点挙げております。学校から報告を受けた際、教育委員会が判断した調査主体及びその組織について示しております。3、調査結果の報告及び提供については、調査結果の市長への報告及びいじめられた子供や保護者への説明について示しております。4、市長による再調査等については2点、項目を挙げさせていただいております。1点目は、再調査の方法、公平性、中立性を図るための調査委員会及び被害の子供及び保護者への進捗状況、調査結果の説明についてでございます。2点目は市長による再調査の結果につきまして議会への報告、それから再調査結果を踏まえた同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じることを示しております。

また、関連資料としまして、「いじめ防止対策推進法」並びに方針について、資料として添付をさせていただいております。参考にまた御参照いただけたらと思います。

【審議状況】

○委員 重大事態への対応チャートというのがございますね、そこに守口市教育委員会と連携をして、守口市いじめ問題連絡協議会という名前が載っております。また、守口市いじめ問題対策連絡協議会というのが出てくるんですが、これは言葉が少し違うように思いますけれども、同一のものと考えていいんだと思うのですが、それからいじめ防止対策審議会、これから事と次第によっては調査主体の判断をした上で設置を考えていこうというお話があった、この間の関連といたしますか違いといたしますか、そのあたりをもう少しかみ砕いて説明をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 先ほど、御指摘のチャート図上の守口市いじめ問題連絡協議会につきましては、表記上、修正させていただきます。本文に出てまいりました、いじめ防止対策連絡協議会と同一のものでありますので、文言修正のほうをさせていただきます。

次に、いじめ防止対策連絡協議会と守口市立学校いじめ防止対策審議会との違いでございますが、連絡協議会につきましては年間2回ないし3回の開催を予定した常設機関で、市立小中学校における児童生徒のいじめに関する問題について関係機関を交え、情報及び

意見交流を行ってまいります。審議会につきましては、市立学校で重大事態が発生した際、調査主体が教育委員会となった場合のみ設置する機関でございます。なお、委員につきましては、教育委員会の附属機関であります。第三者性を担保するため、生徒指導及び臨床心理、福祉に関する専門の知識を有する者、弁護士等の参画を予定しております。

○委員 関連して、少しお尋ねをしますが、第三者性を担保するためということで、教育委員会とは別の形でいろんな方々、関係するであろう方々というのがそこに挙がっているわけですが、「等」という言い方の中に、それ以外の方でも必要によっては入っていただくという趣旨だと思うんですが、状況によってはそこに挙がっている臨床心理士さん、あるいは福祉に関する専門家、あるいは弁護士のほかに、お医者さんというのにも必要なのではないかなというふうに思うんですが、それは必要によっては入れるけれども、ふだんは入れないというような趣旨で「等」というふうになっているのかなというふうに読んだのですが、そのあたりについてはいかがですか。

○事務局 ただいま、委員御指摘の件でございますが、この「等」には、必要に応じてということを含まれておりますので、そのときに判断させていただくということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員 同じ趣旨でお答えをいただいたものというふうに思いますので、それでよしといたしますけれども、基本的に重大な事態に至ってしまってからでは遅いわけですが、やむを得ない事情等もあって、そういうことになる可能性もあるわけでございますので、審議会を設置して対応していただくというようなことになるとは思いますけれども、それでも同時に市長部局に上がって再調査をとというようなことになった場合には、再調査委員会。

いろんな組織を用意して、きちんと対応していこうという趣旨はよくわかりますけれども、いずれにしてもこの審議会にしろ調査委員会にしろ、結構時間のかかることではないかと思いますが、そのあたりについては、そういう時間をかけてでも、きちんとそれぞれのところで対応をしていくという考え方というのでよろしいでしょうか。

○事務局 特に重大事態ということですので、いじめ事案の内容、それから学校関係者だけでは対応をはかり知れないというものにつきましては、先ほど申し上げたような審議会等の中で調査のアドバイス等々をいただくということになるだろうと思います。ただ、

諮問、答申という内容の中では、できるだけ迅速な対応、協議というものを念頭におきながら進めていくというところについては御理解いただきたいなと思っています。

○委員 懸念いたしますのは、審議会あるいは再調査委員会、それぞれの立場できちんと対応するという必要は十分よくわかるわけですが、十分に時間をかけてという一方で、やはり迅速な対応を優先しなくてはいけない事態だってあり得ると思うんですね、そこらあたりについては適宜その事態事態に応じてということにはなろうと思いますけれども、中心にあるのは児童生徒ですから、遅きに失するというようなことのないように、配慮していただけるように、これは重ねてお願いしておきたいなというふうに思います。

○委員 学校いじめ防止基本方針というものは、学校ごとに定められているんですね。既にあるんですか。

○事務局 現在、学校いじめ防止基本方針につきましては、全小中学校で策定済みとなっております。

○委員 それぞれ少しずつ違いはあるのでしょうか。

○事務局 それぞれの学校の実情に応じまして、組織であるとか考え方、取り組みについて特色を出して策定をしております。

○委員 その基本方針はどのようにして決めるかということをお伺いいたんですが、職員会議の議を経て校長が決定するというのでしょうか。

○事務局 はい、昨年度末に各学校で策定に向けて進めておる中で、学校全体として教職員共通理解のもと、決定してまいりました。

○委員 教育委員会のほうには、その提出をお願いしているわけですね。

○事務局 はい、担当のほうで各学校より提出を受けて各学校のものにつきましては集約しております。

○委員 例えば、学校の状況に応じて定めるというふうにおっしゃいましたが、例えばどんな具体的なことを掲げているのでしょうか。

○事務局 学校いじめ基本方針の内容につきましては、いじめの未然防止に係る取り組み、教育相談体制、また生徒指導体制、校内研修などを示し、いじめの未然防止、早期発見、対処などのいじめ防止のための学校としての取り組みを具体的に示しております。

また、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、各学校にて設置されております学

校におけるいじめ防止等の対策のための組織においてこの基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検、改善を継続的に図っていくものです。

○委員 現場における具体的なことを定めておりますので、非常に重要であると思っておりますけれども、毎年状況は刻々と変わってきますので、この方針そのものの再確認であるとか、点検であるとか、そのような体制はどのようになってございますか。

○事務局 昨年度末に策定が終了しました。本年度、実際運用を進めているところでございます。委員会といたしましても、この検証、改善につきまして、ポイント等をお示しした上でこの年度末の総括等で内容の検討、改善を図っていただくというふうに進めてまいりたいと考えております。

○委員 重大事態というのはどのようなものを指しているのでしょうか。

○事務局 重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本方針でも2点示しております。1点目は生命、心身、又は財産に重大な傷害を生じた疑いがある場合、その例といたしまして、自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神性の疾患を発症した場合、2点目はいじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀なくされる場合、また、相当期間につきましては文部科学省の調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としております。しかし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず学校及び教育委員会の判断で調査に着手することが必要であるとしております。

○委員 実際にはこのような事例というのは過去にあったのでしょうか、この守口市で。

○事務局 特に、生命等の重大事態というのは、過去には例がないと思いますが、いじめ等に関し、今申し上げた30日程度の欠席があるというのはございます。

○委員 重大事態というお話がございましたけれども、この対処について調査主体が教育委員会なのか、学校なのかというあたりの判断にかかわることなんですけれども、今まで教育委員会が主体となってきて、そういう対応をしてこられた例、あるいは、これは具体的に学校に対応してもらおうというあたりについては、教育委員会が判断なさると思うんですけれども、何となく微妙な境界というのがあるような気もするんですけれども、どのような基本的なお考えでこの教育委員会が主体となる場合を判断なさっておるのでしょうか。

○事務局 おっしゃられたように、非常に調査主体が変わるということは、事態の内容

について難しい面はあるかと思えます。しかしながら、このいじめ基本方針の中にも出てまいりましたが、基本的にいじめられた子供それから保護者等への説明も含めてですけれども、この点が十分に理解されていないような状況が出てきた場合については、学校から教育委員会等が調査について主体になりつつ支援をするというような状況になるかというふうに思います。

具体例では、本市ではございませんけれども、大津の事案等にかかわるような不十分な調査ということで被害の保護者等々が納得されないような状況が出てきた場合というようなことが想定の一つとして挙げられるのかなというふうに思います。

○委員 微妙な部分を含むと思うけれども、躊躇することなく、適宜判断して積極的に動いていくということが必要だと思います。先ほども申しましたけれども、最終的には子供の問題ということになりますから、周りの者がどう対応するかによって、結果として子供が被害を受けるというか、被害より深刻になるという場合もあり得ますので、そこは慎重に考えた上で子供たちにとって不利益にならないようにという配慮も必要だと思いますので、そこらあたりは、既にそのように対応していただいているものと思いますけれども、今後もしっかり対応していただきたいなというふうに思います。

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第56号 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第56号、平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について御説明をさせていただきます。

去る12月9日、大阪府教育委員会を通じまして、文部科学省より実施要領の提示とともに参加についての照会がございました。まず、学力調査に係るこれまでの経緯について簡単に御説明をしたいと思います。

平成19年度から平成21年度は全国調査が悉皆調査であったため、本市においても全国参加をいたしました。平成22年度から平成24年度は抽出調査となったことから平成22年度は市費により全校参加をするとともに平成23、24年度については大阪府調査へ全校参加をいたしました。

平成22年度、市費によりということは市教委独自で分析等々をし、参加をしたという

こととございます。また、平成25年度と平成26年度は、全国調査が再度悉皆調査となったため、同様に全校参加としております。平成27年度も今年度と同様、悉皆調査となっております。

調査の内容につきましては、小学校調査は国語と算数、中学校調査につきましては国語と数学を実施をしておりますが、平成27年度につきましては理科が加わり、小学校調査は国語、算数、理科、中学校調査は国語、数学、理科となります。

理科については平成24年度の抽出調査において一度実施をされておりますが、悉皆調査としては平成27年度調査が今回初めてとなります。今後も3年に一度程度で実施される予定とのこととございます。また、調査結果の取り扱いにつきましては、今年度教育委員会から学校の公表内容等を指示し、数値に基づく分析の充実を図ったところとございます。平成27年度調査結果の取り扱いにつきましても、今年度と同様、十分な検討を行い、今後判断してまいりたいと考えております。

現在、本市としましては、平成24年度から平成26年度の守口市学力向上プランに基づき学力向上推進教員会議の開催、校内研究支援事業、学習支援サポーター事業等の施策を展開し、学力向上に努めております。今後とも、施策の見直しや改善を行うためにも学校、家庭、地域が連携し、取り組みを今後進めていく上でも、今回の全校調査に参加することは必要であると考えております。

つきましては、簡単な説明で申しわけございませんが、これまでの学力向上へ向けた取り組みをさらに進めるため、平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について御決定を賜りますようお願いをいたします。

【審議状況】

○委員　ごく当たり前のことだと思うわけですが、平成25年度から悉皆調査が行われているということだから、基本的に参加するということについては異議がないんですけれども、全国的に悉皆調査に参加していないというようなところはあるんですか。

○事務局　従前は参加をしないという市町村はあったようですが、現状では参加していない市町村はないかと思えます。

○委員　理科が追加される背景を少し教えてください。

○事務局　理科が追加された背景でございますが、現在の知識基盤社会におきまして、

次世代を担う科学技術人材の育成が一つ重要な課題となっております。学習指導要領におきまして、国際的な通用性、内容の系統性の観点から理科教育の授業時数及び教育内容の充実が現在図られております。さらに科学的な見方や考え方の育成、科学を学ぶ意義や有用性の実感をさせ、科学への関心を高めることなどの観点から充実が図られており、その方向に沿った学習指導の充実が現在求められておるところでございます。また、現在児童生徒の理科離れが指摘されていることも踏まえ、学力や関心、意欲、態度などの学習状況を把握、分析し、実態の把握や課題の改善に向けた取り組みにつなげていくことが必要でございます。また、政府の新成長戦略におきまして、国際的な学習到達度調査において日本がトップレベルの順位となることを目指すとされており、具体的な目標も示されていることから、PISA等の関係が深い理科を今回対象教科とすることが有意義とされ、以上の理由から調査教科に理科を追加することとなりました。

○委員　ほかの教科、例えば社会とか英語についての実施予定はあるのでしょうか。

○事務局　理科に加えまして社会と英語に関しても、同じように検討はございましたが、現在社会や英語等の教科につきましては、今後の調査の基本的なあり方、調査目的でございましたり、調査方法の議論を十分踏まえる必要があるとされ、現在は理科のみとなっております。

○委員　理科は平成24年度に一度調査教科として実施されていますよね。今回実施されることになって、今後はずっとされていくというふうなことなのでしょうか。

理科を科目として加えるということにかかわっては今までどういう経過をたどってそういうふうな流れになってきているのか、今のほかの教科が実施されるのかということにも若干関係するようにも思いますので、確認のためにお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○事務局　平成22年12月17日付の文部科学省からの「全国学力・学習状況調査における対象教科について」の中で、理科を平成24年度にまず実施すること、それから理科に関しましては3年に一度程度、実施することが望ましいという記載がされております。平成27年度も実施されますが、その後も3年に一度程度、実施される予定となっております。

○委員　そうすると、平成28年、29年を飛ばして平成30年度にもう一度また理科が入ってくるであろうというふうに予測できるわけですね。それ以外の期間はまた国語と

算数あるいは国語と数学ということになる見込みでよろしいですか。

○事務局 はい、そうでございます。

○委員 学校は今まで国語と算数を何とか上げなくてはという動きに、さらに理科を上げなくてはというのが加わってですね、なかなか大変だとは思いますが、総合的に学力と
いうのを図っていかないといかんという趣旨からいけば、国語と算数だけでいいというも
のではないというのは誰もわかるわけですから、こういう教科として追加されるというこ
とと、追加されない教科との間には力の入れようが違ってくるなんてことがありますか
など、ちょっと危惧をされますけどね、そんなことはないですか。全部の教科に力を入れて、
特にこの教科についてはテストもあることだしという感じなのではないでしょうか。

○事務局 調査として実施される教科は従前から国語、算数・数学ということでござい
ました。しかしながら、教科の内容ではなく、その調査から見えてくる課題については守
口市であれば活用の力が非常に課題がある、例えば子供たちが言葉を通じて、そういう言
語活動を授業の中に取り組んでいく必要があるというような、どの教科にも共通する課題
が見えてくるというのが調査の目的でありますので、従前、国語、算数・数学、また理科
がふえますが、そういう視点も踏まえながらの市としての結果が出ましたらそういう分析
については行いながら学校にも周知をしていきたい、その教科等々に偏ることなくとい
うような形でいきたいなと思っております。

○委員 ただいま、事務局からお答えいただいた趣旨というのは、とても大切な面だ
というふうに思います。試験があるからということではなくて、トータルの学力というもの
をしっかりといろんな状況にあるかを把握して、それに対応策を打っていくという趣旨だ
と思いますので、根幹の部分をおぼれることなくしっかり対応していただくように重
ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

上記の質疑の後、原案通り可決。